

第27回全国農業担い手サミットinかごしま宿泊輸送等業務委託仕様書

1 目的

全国の農業の担い手が一堂に会し、農業経営の現況や課題についての認識を深めるとともに、相互研鑽・交流を行い、自らの農業経営の改善と地域農業の発展に資することを目的として、令和7年度に第27回全国農業担い手サミットinかごしま（以下「担い手サミット」という。）を開催する。参加者の宿泊・輸送等を安全で円滑に運営するため、専門的な知識と経験等を有する者と、宿泊・輸送等に関する業務の委託を行うものとする。

2 委託業務の名称

第27回全国農業担い手サミットinかごしま宿泊輸送等業務

3 開催概要

(1) 大会名

第27回全国農業担い手サミットinかごしま

(2) 大会テーマ

日本の未来を語ろう！南の宝箱 鹿児島で ～共に創ろう！新しい農業のカタチ～

(3) 主催

第27回全国農業担い手サミットinかごしま実行委員会（以下「実行委員会」という。）
一般社団法人全国農業会議所

(4) 期間

令和7年10月22日（水）～24日（金）

(5) 会場

ア 10月22日（水） リハーサル：川商ホール（鹿児島市与次郎2丁目3-1）

中央交流会：城山ホテル鹿児島（鹿児島市新照院町41-1）

イ 10月23日（木） 全 体 会：川商ホール（鹿児島市与次郎2丁目3番1号）

情報交換会：県内6地域

（鹿児島、南薩、北薩、始良・伊佐、肝属、曾於）

ウ 10月24日（金） 現地研修会：県内34コースで実施

4 参加予定人数

(1) 中央交流会 120人

(2) 全体会 2,020人（県内離島・県外1,360人、県内本土540人、来賓120人）

(3) 情報交換会 1,695人（県内離島・県外1,360人、県内本土335人）

(4) 現地研修会 1,360人（県内離島・県外1,360人）

5 履行期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

6 委託業務内容

(1) 全体管理

委託業務全体のスケジュール表を作成し、本業務の進捗状況を管理する。当日は現場責任者を派遣し、事故発生など緊急時や苦情等の対応を実施する。

(2) 参加者募集及び全体会当日の受付業務

ア 参加申込要領の内容を実行委員会事務局と協議し、同要領の原稿を作成すること。

イ 参加希望者からの申込受付、変更及びキャンセル等への対応

ウ 参加者の情報交換会及び現地研修会への割り振り

エ 参加者への参加確認書の配布、参加経費の請求及び集金業務

オ 参加者全員分の各種参加情報が印字された吊り下げ名札の作成

カ 参加者の旅行傷害保険への加入業務

キ 全体会当日の受付

実行委員会が別に契約する会場設営業務等委託業者と連携の上、雨天時においても適切に参加者受付を行える体制を整えること。また、受付システムにトラブルが発生した場合に備え、代替受付手段を準備すること。

ク その他必要な事項

(3) 情報交換会業務

ア 原則として、第27回全国農業担い手サミットinかごしま実行委員会地域運営委員会事務局（以下「地域事務局」という。）と協議の上、別記①に沿った会場で情報交換会を開催すること。

イ 県産食材や飲み物を用いた食事内容とし、地域事務局等と調整すること。

ウ 費用は、8,900円／人（食事・飲み物代、税、サービス料、その他すべてを含む。）

※ただし、開催方法等の変更により、金額を変更する可能性がある。

エ 料理、飲み物の内容について、参加者全員にお品書きを配布すること。

オ 会場に施設及び地域事務局との連絡調整等のための人員を配置すること。

カ その他必要な事項

(4) 宿泊業務

ア 地域ごとの県内離島・県外参加者の宿泊施設を確保（指定する日）すること。

(ア) 1泊朝食付き

(イ) 宿泊施設は、実行委員会事務局と協議の上、適切な施設を県内離島・県外参加者の必要数を確保する。

イ 費用は、11,000円／人（税・サービス料、その他すべてを含む。）

※ただし、宿泊施設の業態や内容により、金額を変更する可能性がある。

ウ 前後泊を希望する参加者の宿泊を確保すること。

エ 宿泊者の部屋の割り振り

※相部屋の場合は、可能な限り同一所属となるよう調整を行うこと。

※申込時に禁煙、喫煙の希望欄を設け、可能な限り希望に添うよう、調整を行うこと。

オ その他必要な事項

(5) 輸送業務

バスなどの車両、乗務員（バス運転者）及び警備員を確保し、運行管理計画、乗務員マニュアル及び警備実施計画を作成し、安全で円滑な輸送を実施する。

ア 業者選定に当たっては、県内に本店又は支店、営業所を有する業者を優先すること。

イ 参加者の輸送は、貸切バスによる輸送とする。また、バス車内において、観光情報等を放映

できるよう、モニター及びA V機器等を備えている車両を優先する。

ウ 輸送内容（別記②参照）

【大会前日】

(ア) 全体会会場から中央交流会会場までの輸送

【大会1日目】

(イ) 鹿児島中央駅から全体会会場までの輸送（県内離島・県外参加者）

(ロ) 各地域から全体会会場までの輸送（県内参加者）

(ハ) 全体会会場から鹿児島中央駅までの輸送

(ニ) 全体会会場から各地域の情報交換会会場までの輸送（県内離島・県外参加者）

(ホ) 全体会会場から各地域の情報交換会会場及び各地域の市町までの輸送（県内参加者）

(ヘ) 情報交換会会場と宿泊施設が異なる場合、当該宿泊施設までの輸送（県内離島・県外参加者）

【大会2日目】

(ク) 現地研修会各研修コースにおける輸送

（宿泊施設→現地研修→主要駅、空港のいずれかで解散）

エ その他必要な事項

(6) 昼食の調達業務

ア 全体会当日の昼食（弁当）

(イ) 県産食材を用いた地産地消弁当及び県産茶を手配すること。

(ロ) 費用は、1,100円／人（税・サービス料を含む。）

(ハ) 弁当は、原則として同一の内容とすること。

(ニ) 弁当は、食品衛生法の飲食店営業（仕出し、弁当業者）施設として、営業許可を取得している業者から調達し、衛生管理を徹底させること。

(ホ) 業者選定にあたっては、県内業者を優先することとし、実行委員会事務局と協議すること。また、メニュー、食材等についても実行委員会事務局と十分調整を行うとともに、試作品を実行委員会事務局へ提供すること。

(ヘ) 飲食後の容器を回収すること。

イ 現地研修会当日の昼食

(イ) 各地域の現地研修会の昼食を手配すること。

(ロ) 食事の内容、場所等については、地域事務局と調整すること。

(ハ) 費用は、1,500円／人（税・サービス料を含む。）

※ただし、上記の金額は目安であり、昼食会場等により増減する場合がある。

ウ その他必要な事項

(7) 手荷物預かり所の運營業務

ア 全体会参加者の手荷物は受付時に一時預かりし、1日目は、情報交換会会場または宿泊施設で返却するものとする。なお、全体会のみ参加者には、全体会終了後に返却すること。

イ 2日目は、現地研修会出発前に一時預かりし、現地研修会終了後の各解散場所において返却すること。

ウ 手荷物の盗難防止・保管管理を徹底し、盗難、紛失、棄損等のトラブルが発生した際は誠意をもって対応すること。

エ その他必要な事項

(8) 県内離島ツアーの提案に関する業務

希望する県外参加者が、サミット終了後に県内離島へも足を運べるような、既存のツアーを提案すること。

7 留意事項

- (1) 各業務の遂行に必要なスタッフを確保すること。
- (2) 雨天時やトラブル、事故に対しては誠意をもって対応すること。
- (3) 実行委員会事務局からの照会（応募状況、集金状況等）には誠意をもって対応し、実行委員会事務局が指定した期限までに報告を行うこと。

8 注意事項

- (1) 警察、消防、保健所、建築確認担当部署などの行政機関からの指摘により運営内容に変更が生じる場合がある。
- (2) 万が一事故が発生した場合に備え、必要な保険に加入すること。
- (3) 本業務の実施に当たり、仕様内容に変更が生じた場合は、実行委員会事務局と受託者は協議の上、増減額等による契約変更を行うこと。
- (4) 製作物品のうち、実行委員会事務局が指定したものについては、催事終了後、実行委員会に帰属することとする。
- (5) 受託者は、業務の遂行にあたり、実行委員会事務局と詳細にわたり打合せを行うこと。
- (6) 運営に係る打合せ内容を記録簿として整備し、提出すること。
- (7) 受託者は、各項目についての作業状況等を正確に把握するとともに、必要に応じて実行委員会事務局に報告を行うこと。
- (8) 受託者は、官公庁その他の関係者に対して緊密な連絡を取り、十分協調性を保ち、円滑な業務の進捗を図ること。また、受託者はイベント開催に当たり、官公庁その他の関係者に対し、必要な届出・申請を行うものとし、その経費は委託費に含める。

9 受託者の責務

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに責任者を選任し、実行委員会事務局に届け出るものとする。
なお、責任者には、本業務を実施するために必要な能力・経験を有する自社の者を選任するものとする。
- (2) 受託者は、不測の事態により定められた期日までに業務を完了することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を実行委員会事務局へ連絡し、その指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、業務の過程において実行委員会事務局から指示された事案については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- (4) 受託者は、本事業に関連した個人情報等の取扱いについては、別記③「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (5) 受託者は運営内容に予測しない変更が生じた場合は、実行委員会事務局と協議の上、これを解決するものとする。
- (6) 仕様書に記載のある事項について実施できない、又は記載された期限内の実行が遅延した場合などについては違約金が発生する。額については実行委員会事務局と協議の上、決定する。

10 著作権等

- (1) 第三者が権利を有する著作物（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関する一切の手続を受託者において行うものとする。
- (2) 仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら実行委員会の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

11 秘密保持等

- (1) 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報の開示、漏洩を防ぎ、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁財等の措置はすべて受託者が負担すること。
- (3) この項目について受託者は、前記5履行期間の終了後においても同様とする。

12 その他

- (1) 提示した仕様に対し、不足していると思われる事項があれば、その項目及び積算を、プレゼンテーションの5日前までに提示すること。
- (2) 仕様書に定めのない事項又は記載内容に疑義が生じた場合は、速やかに実行委員会事務局の指示を受けること。
- (3) 選定された企画の内容は、実行委員会事務局と受託者が協議し、修正をする場合があるものとする。
- (4) この仕様書に定めるもののほか、必要な事項については協議の上、決定するものとする。

別記① 地域交流会 参加者数（計画），候補会場等一覧

令和7年1月末現在

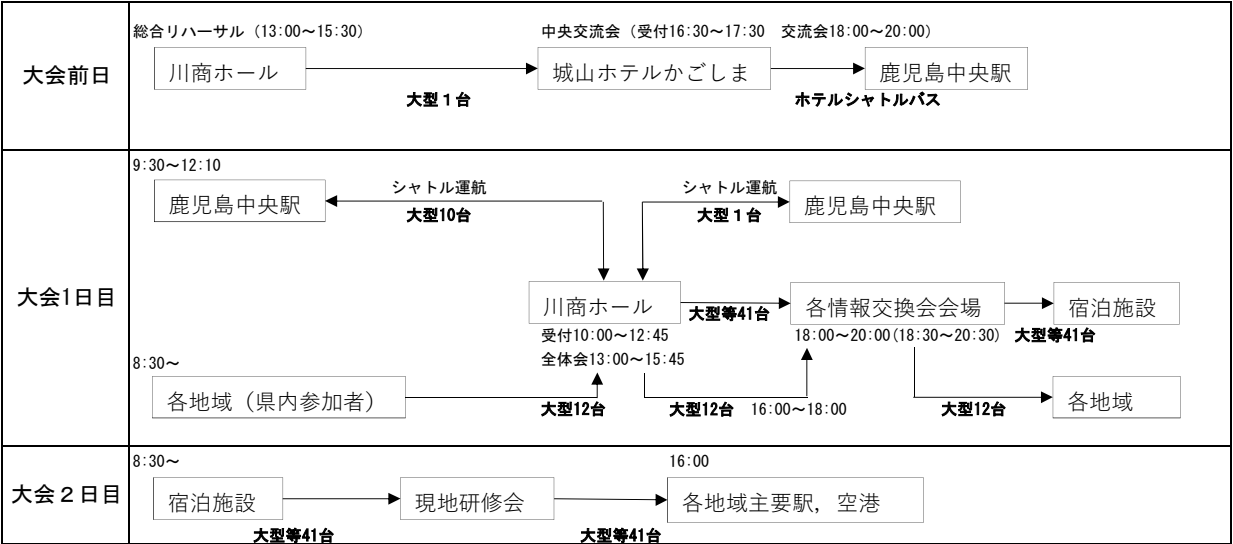
地域	情報交換会			会場	宿泊		現地研修会
	参加者計 (計画)	県内本土	県内離島・県外		宿泊人数 (計画)	宿泊施設候補	
鹿児島	300名	60名	240名	鹿児島サンロイヤルホテル	240名	鹿児島ワシントンホテルプラザ	6コース
						ホテルタイセイ	
						※鹿児島市内を希望	
南薩	150名	30名	120名	指宿フェニックスホテル	120名	指宿フェニックスホテル	6コース
	150名	30名	120名	Ocean Hotel Iwato	120名	指宿こころの宿 ※枕崎市内，南さつま市 内を希望	
北薩	300名	60名	240名	S S プラザせんだい	240名	ロイヤルインステーションプラザ ホテルウイングインター ナショナル出水 ※出水市内，薩摩川内市 内を希望	6コース
始良・伊佐	300名	60名	240名	ホテル京セラ	240名	ホテル京セラ	6コース
						アパホテル鹿児島国分	
						ファンコートランドホテル ※霧島市内，始良市内を 希望	
肝属	300名	60名	240名	ホテルさつき苑	240名	ビジネスホテルしらさぎ	6コース
						KOTOBUKI HOTEL	
						ホテル大蔵	
						ホテルさつき苑 ※鹿屋市内を希望	
曾於	195名	35名	160名	志布志湾大黒リゾートホテル	160名	ホテル志布志	4コース
						志布志湾大黒リゾートホテル	
						ホテルポラリス ※志布志市内を希望	
合計	1,695名	335名	1,360名		1,360名		34コース

別記② バス運行計画（案）

区分		バス発着場所			人数	台数	内訳			
		発	着				大型	中型	小型	ホテルシャトルバス
大会前日 中央交流会	総合リハーサル・中央交流会参加者	川商ホール	城山ホテル鹿児島		40	1	1			
		城山ホテル鹿児島	鹿児島中央駅			1				1
大会1日目 全体会	県内離島・県外参加者	鹿児島中央駅→川商ホール（シャトル）			1260	10	10			
	県内離島・県外参加者 （全体会のみ参加）	川商ホール→鹿児島中央駅（シャトル）			80	1	1			
	県内離島・県外参加者	川商ホール	情報交換会 宿泊施設	鹿児島	240	7	5	2		
				南薩	240	7	5	2		
				北薩	240	7	5	2		
				姶良・伊佐	240	10	2	2	6	
				肝属	240	6	6			
				曾於	160	4	4			
				小計	1360	41	27	8	6	
	県内本土参加者	各地域→川商ホール→情報交換会→各地域		鹿児島	80	2	2			
				南薩	80	2	2			
				北薩	80	2	2			
				姶良・伊佐	80	2	2			
				肝属	80	2	2			
				曾於	80	2	2			
				小計	480	12	12			
大会2日目 現地研修会	県内離島・県外参加者	宿泊施設	現地研修会	鹿児島	240	7	5	2		
				南薩	240	7	5	2		
				北薩	240	7	5	2		
				姶良・伊佐	240	10	2	2	6	
				肝属	240	6	6			
				曾於	160	4	4			
				小計	1360	41	27	8	6	

※バス乗車人数は、大型40人／台、中型・小型20人／台を想定（県内随員スタッフ除く）

バス運行イメージ（案）



別記③

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(保有の制限等)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(持ち出しの禁止)

第6 乙は、甲の指示があるときを除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、正当な理由により前項の承認を得た場合は、前項の第三者にこの契約に基づく

一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、前項の第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(報告義務)

第11 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(監査及び実地調査)

第13 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙に対して、監査又は随時、実地に調査することができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができ、乙はこれに従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第16 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者である第27回全国農業担い手サミットinかごしま実行委員会を、「乙」は受託者をいう。